

SOFTIC判例ゼミ2024

第4回

GitHub Copilot事件

2024年11月21日

栗田英一・三橋秀次

目次

事案の概要

- GitHub Copilotとは
- 原告らの主張
 - 被告らの行為について
 - 請求
 - デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）違反
 - オープン・ソース・ライセンス違反
- 被告らの主張
- 裁判所の判断
- ディスカッションポイント

事案の概要

原告

匿名のソフトウェア開発者 (Doe)

被告

GitHub社・Microsoft社 (GitHub社の親会社) ・ OpenAI社^{※グループ会社含む} (AI開発)

原告が被告GitHub社の提供するサービス「GitHub」上にアップロードしたソースコードを、被告らが原告の許諾なく生成AIサービス「GitHub Copilot」および「Codex」で用い、ソースコードを収益化したことから、これらの開発および運用の差止請求および損害賠償請求を求めた事案。

GitHub、GitHub Copilot（Copilot）、Codexとは

- GitHubとは...

ソフトウェア開発の支援サービス。

GitHub上に用意された、ソースコード、ファイル、および各ファイルの改訂履歴を格納する「リポジトリ」と呼ばれる場所に複数人がアクセスすることができ、共同でソフトウェア開発を行うことができる。なお、リポジトリは公開/非公開を選択でき、公開を選択した場合、全ユーザがリポジトリにアクセス可能となる。

- GitHub Copilot（Copilot）とは...

2021年6月にGitHubが運用開始したAIによるコーディングアシスタント。OpenAI社のAIを使用。

開発者がコードの一部を入力すると、その続きを生成AIが出力することによりプログラムの業務を支援するサービス。

- Codexとは...

2021年8月にCopilotに含まれることとなったAIプログラム。開発はOpenAI。

自然言語をコードに置き換える機能を有しており、Copilotと組み合わせることで、プログラマが自然言語で指示した内容を生成AIがプログラムとして出力することでできる。

事案の問題（原告のコード）

- GitHubにユーザがソースコードをアップロードする際、以下の条件に同意することになっていた。（ECF.No.1-2）
 1. 著作権はユーザに帰属するものの、GitHubに「当該コンテンツを蓄積し、保存し、解析し、展示する権利、および、当該サービスを提供する（時をかけて当該サービスを改善することを含む）限りにおいて同一の複製物を作成する権利を許諾」し、「当該コードを我々のデータベースに複製するようなことを行う権利およびバックアップを作成する権利、それをあなたおよびその他のユーザに示す権利、それを我々のサービスにおいてサーチ・インデックスで解析しまたはその他の分析をする権利、ならびに、それをその他のユーザと共有する権利を含む。」ものとする
 2. 「公開」を選択したリポジトリについては、GitHubの各ユーザに「非独占的な、全世界の、GitHubのサービスを使用、展示ならびに実行するライセンス、および、単独でそのコンテンツを許容されたGitHubの機能を通じてGitHubにおいて再製するライセンスを許諾する」
- 新規のリポジトリを作成する際に、ユーザはリポジトリに適用されるライセンス条件を13種の中から選択するが、13種のうち11種（※）は「いかなる派生的著作物またはライセンスされた著作物の複製物は、著作権の告知およびライセンス条項を含めて、著作権者に帰属することを含む」としており、いずれの原告もこの条件を選択し公開のリポジトリを作成した。

※（1）Apache License 2.0、（2）GNU General Public License version 3（GPL-3.0）、（3）MIT License、（4）The 2-Clause BSD License（BSD2）、（5）The 3-Clause BSD License（BSD3）、（6）Boost Software License、（7）Eclipse Public License 2.0、（8）GNU Affero General Public License version 3（AGPL-3.0）、（9）GNU General Public License version 2（GPL2）、（10）GNU Lesser General Public License version 2.1（LGPL-2.1）、（11）Mozilla Public License 2.0

事案の問題（コードの学習・出力）

- CopilotとCodexは、公開のリポジトリからのコードを含む、公衆で入手可能なコードを用いた学習を実施していた。
- 公開されているGithubリポジトリ中のコードの大部分が前出の通り「いかなる派生的著作物またはライセンスされた著作物の複製物は、著作権の告知およびライセンス条項を含めて、著作権者に帰属することを含む」としているにも関わらず、CopilotおよびCodexは権利帰属や著作権表示をする状態でコードを出力するようにプログラムされていなかった。
- このことから、何万-おそらくは何百万-のソフトウェア開発者のオープン・ソース・ライセンスに違反するとしてクラスアクション（※）として訴訟を提起した。

※被害の様態が類似する複数の被害者を代表して、特定の代表者から訴訟を提起すること

本件訴訟の経緯

ECF	日付	概要
1	2022年11月3日	クラスアクションとして訴訟提起
50	2023年1月26日	被告GitHubおよびMicrosoftの申し立ての通知および併合された訴訟における有効な申し立てを棄却するための申し立て
53	2023年1月26日	被告OpenAI, Inc. . . . の申し立ての通知および訴状を棄却するための申し立て
66	2023年3月9日	被告GitHubおよびMicrosoftの棄却申し立てに対する反論中の原告らの回答
67	2023年3月9日	被告OpenAI, Inc. . . . の棄却申し立てに対する反論中の原告らの回答
72	2023年4月6日	併合された訴訟中の有効な訴訟の棄却申し立てをサポートする被告GitHubおよびMicrosoftの返答
73	2023年4月6日	訴訟を棄却するための申し立てをサポートする被告OpenAI, Inc. . . . の返答
95	2023年5月11日	棄却申し立てを一部容認して、一部否定する決定（第1決定）
98	2023年6月8日	第1の修正訴状 陪審でのトライアルの要請
108	2023年6月29日	被告GitHubおよびMicrosoftの申し立て通知、および併合された訴訟中の第1の修正訴状の部分を棄却する申し立て
110	2023年6月29日	被告OpenAI, Inc. . . . の第1の修正訴状を棄却する申し立て
140	2023年7月27日	被告GitHub及びMicrosoftの第1の修正訴状を棄却する申し立てに対する原告らの反論

※ECF...原被告間の書面の訴状のやり取りを特定する番号

本件訴訟の経緯

ECF	日付	概要
141	2023年7月27日	被告OpenAI, Inc. . . . の第 1 の修正訴状を棄却する申し立てに対する原告らの反論
146	2023年8月10日	併合された訴訟中の第 1 の修正訴状の部分の棄却申し立てをサポートする被告GitHubおよびMicrosoftの返答
147	2023年8月10日	第 1 の修正訴状の棄却申し立てをサポートする被告OpenAI, Inc. . . . の返答
195	2024年1月22日	棄却申立ての一部を容認して、一部を否定する決定（第 2 決定）
200	2024年1月25日	第 2 の修正訴状 クラス・アクション
215	2024年2月28日	被告GitHub及びMicrosoftの申し立て通知、および、併合された訴訟中の第 2 の修正訴状の部分の棄却申立て
219	2024年2月28日	被告OpenAI, Inc. . . . の、第 2 の修正訴状の棄却申立て
234	2024年3月27日	GitHub及びMicrosoftの第 2 の修正訴状の部分の棄却申立てに対する原告らの反論
235	2024年3月27日	OpenAIの第 2 の修正訴状の棄却申立てに対する原告らの反論
241	2024年4月10日	併合訴訟中の第 2 の修正訴状の部分の棄却申立てをサポートする被告GitHub及びMicrosoftの回答
244	2024年4月10日	第 2 の修正訴状の棄却申し立てをサポートする被告OpenAI . . . の回答
253	2024年6月24日	棄却申立てを一部容認して、一部否定する決定（15） ECF Nos. 215,219に関して（第 3 決定・本件決定）

本件訴訟の経緯

ECF	日付	概要
265	2024年7月22日	第2の修正訴状に対する被告らの答弁
266	2024年7月22日	併合訴訟中の第2の修正訴状に対する被告Microsoftの答弁
267	2024年7月22日	併合訴訟中の第2の修正訴状に対する被告GitHubの答弁
268	2024年7月24日	原告らの申し立て通知、および、U.S.C.28巻のセクション1292（B）に従った中間上訴のための当裁判所の2024年6月24日判決の修正及び認定の申し立て
273	2024年8月21日	原告らのU.S.C.28巻のセクション1292（b）に従った中間上訴のための当裁判所の2024年6月24日判決の修正及び認定のための申立てに対する被告GitHub及びMicrosoftの反論
274	2024年8月21日	原告らのU.S.C.28巻のセクション1292（B）に従った中間上訴のための当裁判所の2024年6月24日判決の修正及び認定のための申立てに対する被告OpenAI, Inc. . . . の反論
277	2024年9月11日	原告らのU.S.C.28巻のセクション1292（b）に従った中間上訴のための当裁判所の2024年6月24日判決の修正及び認定のための申立てに対する被告GitHub及びMicrosoftの反論に対する原告らの回答
278	2024年9月11日	原告らのU.S.C.28巻のセクション1292（b）に従った中間上訴のための当裁判所の2024年6月24日判決の修正及び認定のための申立てに対する被告OpenAI, Inc. . . . の反論に対する原告らの回答
282	2024年9月27日	裁判所の、原告らの中間上訴の申立てを容認する決定

原告らの請求

- ① a) 原告及び被告に有利な判決;
b) Copilotの変更を含むがこれに限定されない恒久的差止救済
U.S.C. §1203 (b) (1) に規定されているすべての適用可能な情報が以下のとおりであることを確実にするために、本規則を適用するU.S.C. § (b) (1) 関連コードを含む任意の出力とともに含まれる;
c) 17 U.S.C. §1203 (b) (4) から (5) による費用及び許容される弁護士費用の命令
d) 被告のライセンス違反に起因する損害に対する損害賠償の裁定
e) 被告が不当に利益を得た金額の損害賠償の裁定
- ② 本契約で主張されている行為および当該行為に関連する懲罰的損害賠償;
- ③ GitHubのGitHubポリシー違反に起因する損害に対する損害賠償の裁定;
- ④ 本明細書7で主張されている被告の不法行為を軽減し、阻止するのに十分な差止命令による救済。
- ⑤ 原告および本件クラスは、判決前および判決後の利息を請求する権利を有する。
- ⑥ 損害賠償が認められ、当該利息は、その日以降最高の法定利率で支払われること。
- ⑦ この集団訴訟の訴状が最初に被告に送達される;
- ⑧ 被告は、クラスに直ちに通知するように設計された郵便および媒体を通じた裁判所承認の通知プログラム12の費用および経費について、連帯して財政的に責任を負うものとする
- ⑨ 原告及び本件クラスは、正当かつ適切と思われるその他の救済又は更なる救済を受ける。

原告らの主張する論点

- ① Digital Millennium Copyright Act (DMCA、デジタルミレニアム著作権保護法) 違反U.S.C.17巻セクション1201-05
- ② オープン・ソース・ライセンスのコモンロー違反
- ③ 契約上の関係におけるコモンロー上の不法な妨害
- ④ コモンロー上の詐欺
- ⑤ ランハム法U.S.C.15巻セクション1125違反の出所の不正表示
- ⑥ Cal. Bus. & Prof. Code セクション17200及びコモンロー違反の不当利得
- ⑦ ランハム法 (U.S.C.15巻) セクション1125、Cal. Bus. & Prof. Code セクション17200並びにコモンロー違反の不正競争
- ⑧ GitHub Privacy Policy及びTerms of Serviceの違反を理由とする契約違反
- ⑨ カリフォルニア・コンシューマー・プライバシー・アクト (CCPA) 違反
- ⑩ コモンロー上のネグリジェンス (過失責任)
- ⑪ コモンロー上の民事的共同謀議 ならびに
- ⑫ U.S.C.28巻のセクション2201(a)及びCal. Code Civ. Proc.セクション1060に基づく宣言的救済

原告らの主張

① Digital Millennium Copyright Act (DMCA、デジタルミレニアム著作権保護法) 違反 U.S.C.17巻セクション1201-05

GitHubおよびOpenAIがCodexおよびCopilotに関連する帰属、著作権表示、またはライセンス条項を含まずにライセンス対象物を取り込み、配布させた場合、被告の行為がDMCAに基づくクラスの権利を侵害した

- Codexが著作権法の規定に従わずに著作物を出力
- Copilotが著作権法の条件に従わずに著作物を出力 (Codexがエンジンに使われている)
- Copilotはユーザーのコードを見つけ、ライセンス条項、著作権表示、帰属を削除する。
- CodexとCopilotは、ライセンスの下で提供される著作権保護された資料について訓練を受けた
- 違法な出力を生成する傾向があるにもかかわらず、Copilotがローンチされた

原告らの主張（条文）

17 U.S. Code § 1202 - Integrity of copyright management information

(a) False Copyright Management Information.
(略)

(b) Removal or Alteration of Copyright Management Information.

—No person shall, without the authority of the copyright owner or the law—

(1) intentionally remove or alter any copyright management information,

(2) distribute or import for distribution copyright management information knowing that the copyright management information has been removed or altered without authority of the copyright owner or the law, or

(3) distribute, import for distribution, or publicly perform works, copies of works, or phonorecords, knowing that copyright management information has been removed or altered without authority of the copyright owner or the law,

著作権管理情報の同一性

(a) 虚偽の著作権管理情報
(略)

(b) 著作権管理情報の除去または改変

—何人も、著作権者によるまたは法律上の許諾なく、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしまたは隠蔽することを知りながら、または第1203条に基づく民事上の救済に関してはこれらを知るべき相当の理由がありながら、以下を行ってはならない。

(1) 故意に著作権管理情報を除去しまたは改変すること。

(2) 著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、当該著作権管理情報を頒布しまたは頒布のために輸入すること。

(3) 著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、著作物、著作物のコピーまたはレコードを頒布し、頒布のために輸入し、または公に実演すること。

原告らの主張（条文）

(c)Definition.

—As used in this section, the term “copyright management information” means any of the following information conveyed in connection with copies or phonorecords of a work or performances or displays of a work, including in digital form, except that such term does not include any personally identifying information about a user of a work or of a copy, phonorecord, performance, or display of a work:

- (1)The title and other information identifying the work, including the information set forth on a notice of copyright.
- (2)The name of, and other identifying information about, the author of a work.
- (3)The name of, and other identifying information about, the copyright owner of the work, including the information set forth in a notice of copyright.
- (4)With the exception of public performances of works by radio and television broadcast stations, the name of, and other identifying information about, a performer whose performance is fixed in a work other than an audiovisual work.
- (5)With the exception of public performances of works by radio and television broadcast stations, in the case of an audiovisual work, the name of, and other identifying information about, a writer, performer, or director who is credited in the audiovisual work.
- (6)Terms and conditions for use of the work.
- (7)Identifying numbers or symbols referring to such information or links to such information.
- (8)Such other information as the Register of Copyrights may prescribe by regulation, except that the Register of Copyrights may not require the provision of any information concerning the user of a copyrighted work.

原告らの主張（条文）

(c)定義。

一本セクションで使用される「著作権管理情報」という用語は、デジタル形式を含む、著作物の複製またはレコード、または著作物の実演または展示に関連して伝達される以下の情報のいずれかを意味する。ただし、この用語には、著作物または著作物の複製、レコード、実演、または展示のユーザーに関する個人を特定できる情報は含まれない。

- (1)著作権表示に記載されている情報を含む、著作物を特定する名称及びその他の情報。
- (2)著作物の作成者の名前およびその他の識別情報。
- (3)著作権の通知に記載されている情報を含む、著作物の著作権所有者の名前およびその他の識別情報。
- (4)ラジオ放送局及びテレビジョン放送局による著作物の実演を除くほか、その実演が視聴覚著作物以外の著作物に固定されている実演家の氏名その他の当該実演家を特定するための情報。
- (5)ラジオ放送局及びテレビジョン放送局による著作物の実演を除き、視聴覚著作物にあつては、当該視聴覚著作物にクレジットされている著作者、実演家又は演出家の氏名その他の当該著作物を特定するための情報。
- (6)著作物の使用条件。
- (7)当該情報または当該情報へのリンクを参照する識別番号または記号。
- (8)著作権登録簿が規則で定めるその他の情報。ただし、著作権登録簿は、著作物の使用者に関する情報の提供を要求することはできない。

原告らの主張

② オープン・ソース・ライセンスのコモンロー違反

- 原告はGitHub上にコードをアップロードしているが、これらのコードにはオープンソースライセンス条件に基づいたものである。
- 原告とクラスは、被告に複製、配布、および/または作成のライセンスを付与したが、少なくとも以下の条件を満たす必要があった。
 - (1)使用されているライセンス対象物の所有者に帰属させること
 - (2) 使用されているライセンス対象物の著作権表示を含めること。
 - (3) 該当する推奨ライセンスの条件を記載すること
- ところが、Copilotから出力されるコードには、著作権者の記載もなく、ライセンス条件も記載していないことから、違反状態にある

被告の主張（原告の主張①②に対し）

① Digital Millennium Copyright Act（DMCA、デジタルミレニアム著作権保護法）違反

- 原告はセクション1202(b)(1)または(b)(3)に基づく請求をもっともらしく主張していない。
- これらの規定は著作権管理情報を削除または変更する何らかの積極的な行為を必要としているからである。被告は、訴状は、CMIを伴わないコードを抜粋する中立的な技術による「CMIの受動的な不包含」を主張しているだけであり、ライセンスされたコードからのCMIの積極的な削除を主張していない

② オープン・ソース・ライセンスのコモンロー違反

- 原告が契約の存在を主張していないのは、どのライセンスが問題となっているのか、または被告が違反したとされる条項を示さないからであると主張している

裁判所の判断

- これまで、裁判所は、被告らの原告らによる主張の棄却申し立てについて、3回の中間的な決定をしています。
- 今回の発表の対象となる決定は、そのうち2024年6月24日になされた3回目の決定（第3決定。本件決定）です。**本件決定は、原告らのDMCAセクション1202(b)違反の主張を、実体的効果を伴って棄却しました**（現在第9巡回区控訴裁判所においてこの判断が再審理されています）。
- もっとも、それに先立つ1回目の決定（2023年5月11日）及び2回目の決定（2024年1月3日）においても、**原告らのDMCAセクション1202違反の主張について判示した部分**があります。
- それが第3決定の前提になっている面もありますので、上記の第1決定及び第2決定についても今回の発表に係る範囲内で紹介します。
- また、**オープン・ソース・ライセンス違反に関する争点**についても、今後の本件訴訟の主要な争点になってくると考えられますので、簡潔に紹介します。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

1 2023年5月11日決定 (第1決定 ECF No.95)

(1) 第1決定のデジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) 違反の判示

第1決定 (ECF No.95) のIVのDの2 (18-21頁) を参照

(本件はDMCAのセクション1202(b)の充足性が問題になっていること)

当裁判所は前に原告らのDMCAのセクション1202(a) (注: 虚偽の著作権管理情報) に基づく主張を棄却した。当裁判所は、今現在、原告らの**セクション1202(b) (注: 著作権管理情報の除去または改変) の主張の充足性**だけを検討する。

(DMCAのセクション1202(b)の規定について)

DMCAセクション1202(b)の規定については、スライド 1 3 と添付資料 1 を参照

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(CMIの除去について－その1)

原告らは「原告らの使用許諾されたコードは、著作権告知、表題、著作者の名称、著作権者の名称、当該コードを使用するための条項及び条件、ならびに、特定されたナンバーまたはシンボルを含む、著作権管理情報 (CMI) を包含している。」と主張する。訴状144項

また原告らは「被告らは、使用許諾されたコードから、①上記の**著作権管理情報 (CMI) を除去または改変**した、②上記の著作権管理情報 (CMI) が除去または改変されたことを知りながら当該著作権管理情報 (CMI) を頒布した、そして、③それが侵害を誘発することを知りながら、および、知るべき相当の理由を経由しながら、著作権管理情報 (CMI) が除去または改変されたことを知りながら、当該コードの複製物を頒布した。」と主張する。訴状148,153-155,157項

これに対して、被告らは「原告らは、確からしくセクション1202(b)(1)または (b) (3)に基づく主張を主張していない。なぜなら、これらの規定は、著作権管理情報 (CMI) を除去または改変するなんらかの積極的な行為を必要とする。」「申立ては、使用許諾されたコードから著作権管理情報 (CMI) の積極的な除去よりも、むしろ、著作権管理情報 (CMI) を伴うことなくコードを抜粋する中立的技術による『**著作権管理情報 (CMI) の受動的な非・含有 (the passive non-inclusion of CMI)**』としか主張していない。」と主張する。ECF No.50の22頁

裁判所は、「この意味論的な区別は、意味のあるものではない。」と判示した。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(CMIの除去について－その2)

原告らは、「本件に関連した著作権管理情報 (CMI) は、原告らの使用許諾されたコードに取り付けられていた。そして、被告らは、上記の著作権管理情報 (CMI) がCodex及びCopilotを訓練するために使用されるデータの至る所に繰り返して出現したことを知っていた」と主張する。訴状92項、94項

被告らは、それに引き続いて、これらのプログラムを、著作権管理情報 (CMI) を無視または除去し、さらにそれ (CMI) を再製するのを中止するように訓練した。訴状94-95項

被告らは、「これらのプログラムがアウトプットとして学習データを再製した」ことを知っていた。訴状90項

したがって、**原告らは、「被告らは、意図的に、アウトプットとして被告らが再製する使用許諾されたコードから著作権管理情報 (CMI) を除去するために、そのプログラム (GitHub Copilot) を設計した」という合理的な推定に十分な事実を主張している。**

言い換えると、原告らは、「被告らが、**原告らの使用許諾されたコードからそれ (著作権管理情報 (CMI)) を積極的に除去することによって、著作権管理情報 (CMI) の『非・含有』をもたらす『ニューラル』プログラムを設計したこと**」を主張している。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(被告らにCMI除去の故意があること)

さらに、被告らは、「原告らは、十分に故意 (scienter) を主張していない」と主張する。

第9巡回区控訴裁判所が説明したとおり、「セクション1202(b)にある精神的状態の要件 (the mental state requirement) は、侵害の誘引の一般的な可能性よりも特殊な適用がなされる必要がある。」Stevens判決、F.3dの899巻の674頁 (Stevens判決の紹介は割愛します)

棄却の申し立てにおいて、原告は、「被告が、著作権管理情報 (CMI) の除去または改変が・・・侵害を助長することを知っていたまたは知るための合理的な基礎を有していた」という合理的な推論をサポートするために十分な事実を主張しなければならない。Harrison v. Pinterest, Inc.判決、No-cv-05290-EJD、2022年 WL4348460, at*5 (N.D.Cal.2022年9月19日)

(しかし) プリーディングの段階で、精神的条件は、一般的に、特殊性とともに主張される必要はない。

民事手続の連邦規則9 (b) は、「意図、認識、ならびに、その他の人の精神状態は、一般的に主張されることができる」(中略) 原告らは、「被告らは、日常的に著作権管理情報 (CMI) を含む、彼らがCodex及びCopilotのためにトレーニング・データとして使用したコードを知っていた」と主張する。訴状94項

また、原告らは、「GitHubは、著作権管理情報 (CMI) が著作権上の利益を保護するために重要であること」を主張する。

GitHubは、日常的に、それ (GitHub) がそのプラットフォームが、侵害を誘引する態様で、著作権管理情報 (CMI) の除去または改変を伴ってコードを頒布するために使用されていたことを知っていたように、DMCAの削除 (takedown) のプロセスを行っていた。同書165-167項

原告らの主張は、「被告らが、著作権管理情報 (CMI) の除去が侵害を誘引する重大なリスクをもたらしたことを知っていた、または、知るべき合理的な理由があった」という合理的な推論を提起する。(後略)

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(セクション1202(b)(2)の主張について)

さらに、被告らは、「原告らは、『被告らが、セクション1202(b)(2)に違反して著作権管理情報 (CMI) が除去または改変されたことを知りつつ、著作権管理情報 (CMI) を頒布している』という確度の高い主張をしていない」と主張する。

原告らの反論は、この議論に直接的に取り組んでいない。

申し立てにおいて、原告らは「被告らは、『Copilotが使用許諾された素材の著作者であること』を主張し、および／または示唆するビジネス慣習を有する」と主張し、「Copilotのアウトプットの源泉についての被告らの虚偽の記載は、被告ら及びCopilotのユーザによる侵害を促進または隠蔽した」と主張する。訴状158-159項

原告らは、主張、影響、および／または著作者の虚偽記載、または問題になっている源泉 (source) を特定していないし、原告は、上記の特定されていない主張が著作権管理情報 (CMI) を構成することを示唆する事実を説明してもいない。

原告らは、別個に、「Copilotは、以前は、時々、つねに正確とは限らない著作権管理情報 (CMI) を生成したが、もはやCopilotは、不正確かそうではないかを問わず、通常的基础において、著作権管理情報 (CMI) のこれらのタイプを再製することはない」とことを主張する。同書95項

原告らは、不正確であると主張された著作権管理情報 (CMI) (それはかつてCopilotがアウトプットと一緒に生成したものである) に関する明確な (具体的な) 事実を説明していないし、原告らは、将来において上記の不正確な著作権管理情報 (CMI) が彼らのアウトプットと一緒に生成されるであろうことを示唆する事実を説明してもいない。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(セクション1202(b)の主張についての判示)

申し立てにおける主張が、**改変された著作権管理情報 (CMI) の頒布を十分に主張していない**のであるから、当裁判所は、「**原告らは、セクション1202(b)(2)に基づいた請求主張をしてきていない**」と認定する。

当裁判所は、被告らの「**セクション1202(b)(1)及び1202(b)(3)に基づく原告らの主張を棄却するための申し立て**」を棄却する。

セクション1202(b)(2)に基づく原告らの主張は修正の許可とともに棄却される。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(2) 第1決定のオープン・ソース・ライセンス違反の判示

第1決定 (ECF No.95) のIVのDの3 (21-22頁) を参照

(違反したとされる契約上の義務は特定されていること)

原告は、被告が違反したとする契約上の義務を特徴とともに特定しなければならない。

原告らは、(1) 著作権者への帰属特定 (attribution to the owner)、(2) 著作権告知の包含 (inclusion of a copyright notice)、ならびに(3) ライセンス条項の包含 (inclusion of the license terms) を要求するGitHubがユーザに提示した11の指示されたライセンス違反の主張を提出する。訴状34項の注4

原告らは、訴状に個々のこれらのライセンスを添付する。オープン・ソース・ライセンスの例は添付資料2を参照。

原告らは、これらの各要請に対応する、示唆された各ライセンスの特定のサブセクションを特定していないが、**当裁判所は、「契約違反の主張を説明するという要求に応じて、原告らは、違反したとされる契約上の義務を十分に特定した」ことを認定する。**

被告らの「契約違反を理由とする原告らの主張を棄却する被告らの申し立て」は、否定される。

裁判所の判断 第一決定 (ECF No.95)

(3) 第1決定の結論

被告らの棄却の申し立ては、一部において容認されるが、一部において否定される。

原告らの**DMCAのセクション1202(a)及び1202(b)(2)の違反を理由とする主張**、契約的關係における不法な妨害、詐欺、出所の不正表示、不当利得、不正競争、GitHubプライバシー・ポリシー (GitHub Privacy Policy) 及びサービス条項 (Terms of Service) の違反、CCPAの違反、ならびに、過失責任は、**修正の許可とともに棄却される。**

原告らの民事上の共謀 (civil conspiracy) 及び宣言的救済 (declaratory relief) の主張は、実体的効果 (実体的不利益) をもって (with prejudice) 棄却される。

原告らは、この判決から28日間のうちに修正された申し立てを提起すべきである。

(訳注：DMCAのセクション1202(b)(1)と(3)の主張と、オープン・ソース・ライセンス違反の主張については、判断が示されていない。)

裁判所の判断 第二決定 (ECF No.195)

2 2024年1月3日決定 (第2決定 ECF No.195)

(1) 第2決定のDMCAのセクション1202(b)(1)と1202(b)(3)についての判示

第2決定 (ECF No.195) のIVのBの2 (14-16頁) を参照

(著作物の同一性の要件について)

現在、被告らは、当裁判所に、従前のブリーフィングから未解決の議論、すなわち、「CMI (著作権管理情報) が著作権ある著作物と同一の複製物から除去されたあるいは改変されたときに限って、セクション1202(b)の主張は、成立する」ということを検討することを求めている。ECF No.107-3の20頁 (強調は付加)、ECF No.109-3の23-24頁を参照

被告らは、「原告らの新しい主張は、『Copilotからのアウトプットは、同一の複製物とは違って、しばしば原告らの使用許諾された著作物の改変物である』ことを論じているから、原告らは、すでに自身らが彼らのセクション1202(b)(1)及び1202(b)(3)の主張の射程外であることを有効に説明した」ことを主張する。ECF No.109-3の23頁

両面において被告らに賛同して、当裁判所は、「それはこの主張を改めて分析することを妨げられない。そして、セクション1202(b)の主張は複製物が『同一である』ことを要求する」と認定する。

裁判所の判断 第二決定 (ECF No.195)

(裁判例は著作物の同一性を要求してきたこと)

(著作権管理情報やDMCAセクション1202(b)(1)および(3)の一般論。省略)

「裁判所は、かつて、著作物が同一でない場合には、DMCA違反は存在しないと判示した。」Avanta-STAR Auto.Rsch.Corp.of Am. V. Search Optics, LLC判決・No.22-CV-1186 TWR(BLM) 2023年 WL3366534 at *12(S.D.Cal.2023年5月9日) (文中の引用符は割愛)

「依拠している著作物が類似している場合であっても、裁判所は、著作物が同一でない限り、DMCA違反は存在しないと認定した。」Kirk Kara Corp. v. W.Stone&Metal Corp.判決・No.CV20-1931-DMG, 2020年 WL5991503 at*6 (C.D.Cal.2020年8月14日)、Frost-Tsuji Architects v. Highway Inn, Inc.判決・No.CIV.13-00496 SOM,2015 WL 263556, at *3 (D.Haw.Jan.21,2015年)、aff'd, 700 F. App'x674 (第9巡回区, 2017年) (問題の絵画が原告による絵画と『同一ではない』場合に、セクション1202(b)の違反はないと認定した)も参照。

原告らの修正された訴状は、「Copilotからのアウトプットはしばしば逐語的な複製物であるが、むしろより頻繁にはそれは改変物である。例えば、オリジナルの使用許諾された素材の意味的には些細な相違しが含まないほぼ同じ複製物、あるいは、同じアルゴリズムを再製する改変された複製物である」と主張する。ECF No.97-3の96項

実際、原告らが、Does 1, 2ならびに5について提供した例は、「Copilotのアウトプットは、使用許諾されたコードの『改変されたフォーマット』、『ヴァリエーション』または『機能的な同等物』である」ことを述べている。同書103,110,120項

しかし、上記は、セクション1202(b)の主張のために十分ではない。

従って、当裁判所は、「これは、原告らのセクション1202(b)責任の理論特有の『根本的な欠陥』である」という被告らに賛同する。ECF No.107-3の21頁

裁判所の判断 第二決定 (ECF No.195)

(原告らの著作物の同一性は不要であるという主張は失当であること)

原告らの答弁における議論は無効である。

第1に、原告らは、「セクション1202(b)は、『CMIが除去される複製物が同一であること』を要件としていない」という主張のために、ICONICS, Inc. v. Massaro判決、F.Supp.3dの192巻の254頁以下の272頁 (D.Mass.2016年) を指摘する。ECF No.142の21頁

しかし、ICONICS判決は、問題となっている原告の著作権が独立したファイルではなくプログラムのフルバージョンをカバーしていることを理由に、さまざまな「コピーライト・ヘッダース」がセクション1202(c)の意味内におけるCMIかどうかに関係したものである。ICONICS, Inc.判決、F.Supp.3dの192巻の272頁

特に、両当事者は、「被告らが原告のファイルと同一の複製物を再製した」ことについて争わなかった。同頁

同様に、原告らの、本件を、Bounce Exchange, Inc. v. Zeus Enterprises Ltd.判決、No.15CV3268,2015年 WL8579023 (S.D.N.Y.2015年12月9日) になぞらえる試みは、説得力がない。

Bounce判決での問題は、「原告のソースコード中に現れた2つの語が、CMIかどうか」というものである。同書at*3

「上記の語がCMIである」と結論づける際に、Bounce判決の裁判所は、「その語は、著作物の著作者の公的な名称のショートハンド・フォームであり、それらは、コード自体に挿入されている。それによって、セクション1202(c)の要件を満たしている」と理由を述べた。同

要するに、**原告らにより指摘された裁判例は、いずれも、セクション1202(b)の同一性の要件に関係しない。**

裁判所の判断 第二決定 (ECF No.195)

(DMCAのセクション1202(b)の主張は修正を要すること)

当裁判所は、「この欠陥が追加的な事実の主張によって治癒されうることは」はありそうにないと認定するが、**当裁判所は、警告の豊富さの外で (out of abundance of caution)、修正を許可する。**

Rivers v. Kijakazi判決、No.C23-03324 WHA,2023年 WL8006846, at*2(N.D.Cal.2023年11月17日)
(「申立書の欠陥が理論的に治癒されうる」場合に、修正の許可を認容)

裁判所の判断 第二決定 (ECF No.195)

(2) 第2決定の結論

被告らの棄却の申し立ては、一部において否定され、一部において容認される。

第Ⅲ章に基づく地位の欠如を理由とする、原告らの損害主張を棄却するための被告らの申し立ては、Does 1, 2 ならびに5について否定され、Does 3および4について実体的効果（実体的不利益）を伴って（with prejudice）容認される。

さらに、優先権に基づく原告らの州法の主張を棄却するための被告らの申し立ては、DMCAのセクション1202(b)(1)及び1202(b)(3)に基づく原告らの主張を棄却するための被告らの申し立てと同じく、容認される。

意図的及び過失の予見可能な経済的関係の妨害、不当利得、過失責任、不正競争を理由とする原告らの州法の主張は、実体的効果（実体的不利益）を伴って（with prejudice）棄却される。

DMCAのセクション1202(b)(1)及び1202(b)(3)に基づく原告らの主張は、修正の許可とともに棄却される。

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

3 2024年6月24日決定 (第3決定・本件決定 ECF No.253)

(1) 第3決定のDMCAのセクション1202(b)(1)と1202(b)(3)の判示

第3決定 (ECF No.253) のIVのA (4-6頁) を参照

(原告らの主張は著作物の同一性の要件を満たしていないこと)

被告らは、当裁判所が原告らのセクション1202(b)の主張を棄却することを求める。 ECF Nos. 214-2の17-22頁、219の10-13頁を参照。

各被告が「原告らの主張は、多くの論点において失当である」と主張しているにもかかわらず、当裁判所は、1つの主張（論旨）が明確でない（dispositive）と認める。すなわち、**原告らは、再び、セクション1202(b)の同一性の要件を満たしていない。**

原告らの反論は、「同一性は、セクション1202(b)の主張の要素ではない」と主張しているが、多量のインクをこぼしている。ECF Nos. 234の12-16頁、235の12-15頁を参照。**すでにこの問題は2回提起されており、当裁判所は、これ以上これを再び取り上げないことにする。**

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(原告らが援用するADR判決は、第9巡回区控訴裁判所の判例法に反し、反論の根拠にならないこと)

原告らは、「DMCAは、著作物の同一の複製物に関連して伝達された著作権管理の情報に限定されない」と結論づけたテキサス州の南部地区による拘束力のない判断 (ADR Int'l Ltd. v. Inst. For Supply Mgmt. Inc., F.Supp.3dの667巻の411頁以下の425頁 (S.D.Tex 2023年)) に焦点を当てている。

しかし、第9巡回区控訴裁判所にある地方裁判所 (群) による判例法は、当裁判所を相違する結論へと到達させ続ける。

例えば、Kirk Kara Corp. v. W.Stone & Metal Corp.判決、No. CV 20-1931,2020 WL 5991503 at *6(C.D. cal. 2020年8月14日) (裁判所は「著作物が同一ではない場合に、DMCAの違反はない」と認定)、

Advanta-STAR Auto. Rsch. Corp. of Am. V. Search Optics, LLC判決、F.Supp.3dの672巻の1035頁以下の1057頁 (S.D.Cal. 2023年) (「原告は、確からしく『被告らが原告らの比較物と同一の複製物を頒布したこと』を主張していない。」)、

Frost-Tsuji Architects v. Highway Inn, Inc.判決、No.CIV.13-00496 SOM,2015 WL 263556, at *3 (D.Haw.Jan.21,2015年)、aff'd, 700 F. App'x674 (第9巡回区、2017年) (問題の絵画が原告による絵画と『同一ではない』場合に、セクション1202(b)の主張を否定)、

Tremblay v. OpenAI, Inc.判決、No.23-CV-03223-AMO-F.Supp.3d-, 2024年 WL 557720, at *5 (N.D.Cal. 2024年2月12日) (「DMCAを指摘するためには、被告が原告の著作物と同一の複製物を作成しなければならない」の判示のために、Kirk Kara Corp.判決を引用) を参照。

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(原告らは、被告らのアウトプットが原告らの著作物と同一であることを特定できていないこと)

SAC (第2の修正訴状) における主張に戻ると、被告らは、「FAC (原告らの第1の修正訴状。first amended complaint) と同じように、第2の修正訴状 (SAC) は、いかなる著作物のCopilotが作成する同一の複製物の1つの例でさえも特定しない」と主張する。ECF No.219の10頁。

当裁判所は賛同する。第2の修正訴状 (SAC) は、「被告らのプログラムは、Does 1,2,5によりGitHubに公表されたコードを発売しまたは『アウトプット』した」という同じ主張を包含する。EFC No.201の115,120,121,124,125,133項を参照。

その最近の決定において、**当裁判所は、「これらの事実は『セクション1202(b)の主張のために十分ではない』。なぜならそれらは同一ではないからである」と結論した。** ECF No.189の15頁。(訳注：上記の第2決定ECF No.195も同趣旨)

これらの事実が変更されていないから、当裁判所は、再び、「原告らは、DMCAの同一性の要件を満たしていない」と結論しなければならない。

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(「Copilotの複製 – 探知のツール」は、原告らのDMCAセクション1202(b)の主張の根拠にならないこと)

原告らの新たな主張はうまくいっていない。原告らは、「ユーザは、複製 – 探知の特徴を使用しないことを選択して、ユーザは、ことによると、150行の同一の一致物 (an identical match) を発見することができたし、著作権者を特定することなく (without attribution)、それを使用することができた」と主張する。ECF No.201の147-151項を参照。

原告らが「当然に、複製 – 探知のツールが、Copilotの逐語的なコードの複製物を再製する能力を確立する」と主張するが (ECF No.234 の18頁。強調は除去)、**彼ら (原告ら) は、いかにしてそのツールが「事実上Copilotがその通常の稼働を通じてそのようにすること」を確度の高いものとするのか、あるいは、いかにしてそのような逐語的なアウトプットが短文の通例の定型的な機能を超える何かになるのか、について説明していない。** ECF No.242-1の16頁。Iqbal判決・U.S.556巻の680頁も参照 (「原告は、想像から確信までのラインを通じて、彼の主張を押し進めていない」と判示している)。

そして、被告GitHubも指摘するように、「**そのような特徴の存在だけが、『Copilotが原告らの著作物の同一の複製物をアウトプットする』ことの蓋然性を高めるものではない。**」 ECF No.214-2 の21頁 (強調は原文ママ)。

従って、**原告らは、「Copilotの複製 – 探知のツールがセクション1202(b)の責任を引き起こすおそれがあること」を明示 (証明) していない。**

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(学術論文である「Carlini Study」は原告主張の根拠にならないこと)

加えて、当裁判所は、原告らのCarlini Study への依拠によって説得されない。

それ（原告らのCarlini Study への依拠）は、「Carlini Studyは、独占的に、CodexまたはCopilotに焦点が当てられているものではない」という強調を伴ない、それは、原告らの著作物に関係していない。それは、その適用可能性を限定しているにすぎない。

そして更に、被告GitHubが銘記するように、Carlini Studyは、「もっと頻繁にはCopilotの示唆は改変であるという原告ら自身の譲歩を回復する」ためには何もしない。ECF No.214-2 の21頁 (ECF No.201の108項を引用)。

そのStudy (研究) は、アウトプット (それは学習データと同じものである) を出力する相違するサイズのモデルのパフォーマンスを比較する目的で、各モデルの中に、学習データに基づくプロンプトの接頭辞 (prefixes of prompts) を入力 (feeding) することによって、多数のモデルをテストした。ECF No.201の104項。それは、「モデルが『適切に指示されている』ときには、モデルは逐語的に記憶されたトレーニング・データを出力する」と結論した。同項 (Carlini Studyを引用)。

とりわけGitHub Copilotのモデルに関しては、その研究は、「それ (GitHub Copilotのモデル) は、まれに、穏やかな状況において、記憶されたコードを出力する。そして、大半の記憶は、そのモデルが長文コードの抜粋 (それは極めて学習データに類似する) により指示された時だけに発現する」と結論づけた。Carlini Studyの6頁。

被告GitHubの主張を言い換えると、「原告らは、彼らの最後の申し立てにおいて、Copilotに指示して、彼らのコードと同一の複製物を生成させようとした」。そして、彼らはそれができなかった。ECF No. 214-2の22頁 (強調は除去)。

従って、せいぜい「Copilotは、ユーザにより論理的に誰か他者のコードと同じものを生成するように指示されうる」ことを示しているだけの研究への原告らの依拠は、説得力がない。

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(原告らのセクション1202(b)の主張は実体的効果をもって棄却されること)

結論として、**当裁判所は、原告らのセクション1202(b)の主張を棄却する。**

同じ理由でこの主張を以前にも棄却したことがあるため、**当裁判所は、いま、原告らのセクション1202(b)の請求主張を、実体的効果（実体的不利益）を伴って（with prejudice）棄却する。**

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(2) 第3決定のオープン・ソース・ライセンス違反の判示

第3の決定 (ECF No.253) のIVのB (6-11頁) を参照

(原告らの契約違反の主張は許されること)

被告OpenAIは、原告らのオープン・ソース・ライセンス違反を理由とする契約違反の主張を棄却させようと活動する。ECF No.219の13頁。

この議論をサポートして、OpenAIは、(1) 原告らはCodexに基づく主張を懈怠している、(2) 原告らはCopilotに基づく主張を懈怠している、(3) Copilotに基づく原告らの理論はそれ自体失当である。なぜなら「権利帰属及び権利告知の条項は条件であり契約主張を引き起こさない」からである、を主張する。同書の14-17頁。

原告らは、「OpenAIは、すでに、民事手続の連邦規則12(g)(2)に従って、原告らの契約違反の主張を争う自己の権利を放棄した。そして、いかなる場合でも、その議論はそれ自体失当である」と反論する。

これらの議論を考察して、当裁判所は、原告らの契約違反の主張を棄却することを拒否する。

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(原告らのCodexに基づく主張について)

OpenAIの第1の議論は、原告らはCodexに基づく主張を懈怠しているということである。OpenAIは、「SACは、問題となる契約を特定しておらず、いかにしてDoe原告ら及びOpenAIがそれらの契約に関わったか、いかにしてOpenAIが伝えられるところによればDoe原告らに関するそれらの契約に違反したのか、または、いかにしてDoe原告らはその違反から損害を被ったのかの説明をしていない」と主張する。

すでに「原告らは、十分に、契約違反の主張を行った」と判断されており、当裁判所は、この問題を再び検討することを拒否する。したがって、**原告らの契約違反の主張は、この理由によっては棄却されない。**

(原告らのCopilotに基づく主張について)

OpenAIの第2の議論は、原告らはCopilotに基づく主張を懈怠しているというものである。OpenAIは、「Copilotは、ジョイント・ベンチャーではない。なぜなら、OpenAIは、「GitHubは、単独で、Copilotのアウトプットを改変して目玉商品を発売した」という事実を示されるとおり、『Copilotに関連するGitHubの運営を指揮および支配する平等な権限及び権利』を欠いているからである」と反論する。ECF No.244の15-16頁 (ECF No.201の145-157項を引用)。

確かに、複製-探知の特徴に関する原告らの議論は、「今GitHub Copilotは、コード完成の示唆（それは公衆に入手可能なコードに一致する）を許容しまたは禁止するオプションを包含している」ことを述べている。ECF No.201の145項。

しかし、これ（GitHub Copilotが上記オプションを包含していること）は、「Copilotは、Codexに作動することを要求している、そして、Codexは、GitHub Copilotを稼働させている」という原告らのその他の議論を一掃しない。同書59項。

したがって、**当裁判所は、この見地に基づく原告らの契約違反の主張を棄却することを拒否する。**

裁判所の判断 第三決定 (ECF No.253)

(条件と契約との関係について)

最後に、被告らは、「仮に自分たちがDoeライセンスの権利帰属と権利告知に違反したとしても、それらの違反は著作権法中にあると思われる条件に属する。したがって、原告らの契約違反の主張は排斥されるべきである」と主張する。

問題のDoeライセンス中の権利帰属と権利告知の条項は条件であることはおそらくOpenAIは間違っていないが、これが原告らの契約違反の主張を提起する可能性を妨害しない。

最後に、OpenAIは、「Jacobsen判決は『Doeライセンス中の条項と同じ条項がライセンス許諾の条件（著作権主張の根拠）になっていたし、被許諾者により同意された契約（契約主張の根拠）ではなかったので、関連がある』と主張する。」 ECF No.244 の19頁。OpenAIの観点では、「同じ分析が『原告が究極的に著作権主張と契約主張のどちらかを提出するのか』でも適用される。」同頁。

当裁判所は賛同しない。Jacobsen判決のライセンス中の言語は、相当にDoeライセンスの言語に類似しているが、これ（類似していること）は、原告らが契約違反の主張を提起できるか否かということについて重要でない。

論文及び判例法によって裏付けられているように、**著作権法違反を理由とする提訴は、ライセンス条件の違反の場合に原告が追及する独占的な手段ではない。すなわち、それ（著作権法違反を理由とする提訴）は、原告が選択できる単なる1つのオプション（選択）である。**したがって、当裁判所は、「原告らは、オープン・ソース・ライセンスの違反を理由とする契約違反の主張を主張した」と結論づける。

裁判所の判断 第三決定（ECF No.253）

（3）第3決定のその他（不当利得、懲罰的損害賠償）の判示

第3の決定（ECF No.253）のIVのC（11-15頁）を参照

最後に、当裁判所は、被告GitHubの「原告らの不当利得の形式での金銭的救済の請求は、原告らの懲罰的損害賠償の請求と同様に、排斥されるべきである」という議論を検討する。EFC No.214-2の24-25頁。

両局面においてGitHubの主張に賛同し、当裁判所は、原告らの不当利得及び懲罰的損害賠償の請求を棄却する。（理由は割愛します）

（4）第3決定の結論

要するに、当裁判所は、このとき、**原告らのセクション1202(b)の請求主張を、実体的効果（実体的不利益）を伴って（with prejudice）棄却する。**

当裁判所は、すべての被告らに対するオープン・ソース・ライセンス違反の契約違反を理由とする原告らの請求主張を棄却することを拒否する。（訳注：本件訴訟では今後主な争点になると思われます）

最後に、当裁判所は、不当利得の形式における金銭的救済の原告らの請求を棄却し、同様に、原告らの懲罰的損害賠償の請求を棄却する。

裁判所の判断 中間上訴を認める決定の要旨

4 2024年9月27日の中間上訴を認める決定

中間上訴の決定書（ECF No.282）を参照。

地方裁判所はDMCAのセクション1202(b)(1)と1202(b)(3)の論点に関する判断について第9巡回控訴裁判所へ中間上訴することを容認した。

第9巡回区控訴裁判所はこれを受理した（2024年10月8日登録通知書。ECF No.283）

（地方裁判所の中間上訴を認める決定の要旨）

当裁判所が取り扱うのは、原告らのセクション1202(b)の主張を否定する当裁判所の2024年6月24日の決定（ECF No.253）を認定する原告らの申し立てである。当裁判所は、上記の申し立てを容認する。

最終判決の規則（the final judgement rule）は、（中略）「地方裁判所の裁判官は、民事訴訟中、このセクションに基づきその他の上訴ができない決定をなすにおいて、『その決定が、法律問題（それに関して、意見の相違のための実質的な基礎が存在する）を制御することを含んでおり、その決定からの即時の上訴が訴訟の究極的な終結を顕著に推進する』という意見をもつときには、地方裁判所の裁判官は、上記決定中の記載中にそのように判示しなければならない。」と規定している。U.S.C.28巻のセクション1292(b)

「上記訴訟の上訴の裁判管轄を有する控訴裁判所は、その裁量において、ただちに、上訴を、上記決定についてなされたものとして、認めることができる。」同（中略）

原告らは、U.S.C.28巻のセクション1292(b)の要件を充足した。

従って、原告らの申し立ては容認される。（後略）

ディスカッションポイント ①DMCA違反について

1. 本件決定（第3決定）では、原告らのセクション1202(b)の主張を、実体的効果を伴って棄却しました。この本件決定の結論に賛成ですか。それとも反対ですか。
2. 「著作権管理情報」について
 - a. 本件の原告らの「ライセンスされた素材」に付与された著作権者の名称やライセンス条項等は、セクション1202(c)所定の「著作権管理情報」に該当しますか。それとも該当しませんか。
 - b. 被告らによる上記「ライセンスされた素材」の「断片」の使用の前と後で、著作権管理情報の該当性の結論はかわってきますか。それとも、かわってきませんか。その理由もお考えください。
3. 「同一性の要件」について
 - a. 本件決定（第3決定）では、原告らは、DMCAを指摘するためには被告が原告の複製物を作成しなければならないという裁判例を指摘して、本件はセクション1202(b)の「同一性の要件」を充足していないと判示しました。この判示内容に賛成ですか。それとも反対ですか。その理由もお考えください。
 - b. 上記 a の質問に「賛成」の方への質問です。
どのような改変が加えられて利用された場合でも、「同一性の要件」を欠如しているので、セクション1202(b)には該当しないとお考えでしょうか。それとも改変の程度によって結論はかわってきますか。その理由もお考えください。
 - c. 上記 a の質問に「反対」の方へ質問です。
本件決定がいう「同一性の要件」は、セクション1202(b)の該当性判断にとって不要だとお考えですか。もし「同一性の要件」が不要だとすると、著作権者名やライセンス条項を明示しなくても許される場合は考えられますか。

ディスカッションポイント ①DMCA違反について ※発表後追記

発表後のコメント

前ページ1. について

ゼミ生の中では、賛成が2、反対が1の割合で分かれました。
賛成派からは、セクション1202がそのままの複製・頒布を念頭において規定しているのではないかとの指摘がありました。なぜセクション1202ではなく、端的に著作権法の複製権違反・頒布権違反の主張をしなかったのかという疑問も提起されました。

前ページ2. について

問題の立て方が分かりにくかったせいか、この点については議論がなされませんでした。「断片」が著作物といえるか否かという問題意識が発表者にはありました。

前ページ3. について

ディスカッションでは、「同一性の要件」について主に話し合われました。本件決定の結論に賛成のゼミ生でも、「同一性の要件」を厳密に要求すると、原著作物の著作権者の救済につながらないのではないかとの指摘や、この要件を認めることに慎重な意見もありました。

この点は、控訴審である第9巡回区控訴裁判所の判断が待たれます。

ディスカッションポイント ①DMCA違反について

4. 「侵害の誘発」等について

セクション1202(b)柱書には「権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしままたは隠蔽することを知りながら」「第1203条に基づく民事上の救済に関してはこれらを知るべき相当の理由がありながら」という文言があります。

- a. 本件で、著作権者名やライセンス条項がない上記「ライセンスされた素材」の「断片」を被告らのアウトプットとして発散させることは、上記の「権利の侵害を誘発」等することに当たるでしょうか。
- b. 本件の事実関係で、被告らは「権利の侵害を誘発」等する故意、または「これらを知るべき相当の理由」があったといえるでしょうか。

5. 「虚偽の著作権管理情報」について

本件では、被告らによって生成されたA I生成物に、原告らの著作権者名やライセンス条項等が明示されていません。これが、セクション1202(a)の「虚偽の著作権管理情報」の提供または頒布に該当する可能性はありますか。

ディスカッションポイント ②オープン・ソース・ライセンス違反について

1. 本件決定（第3決定）は、「著作権法違反を理由とする提訴は、ライセンス条件の違反の場合に原告が追及する独占的な手段ではない」と判示して、原告らがオープン・ソース・ライセンス違反の主張をするのを容認しました。この判示に賛成ですか。それとも反対ですか。
2. 下記の各場合において、被告らは、原告らのオープン・ソース・ライセンスに違反したといえますか。それともいえませんか。その理由もお考えください。
 - a. 原告らの「ライセンスされた素材」を、そのまま、著作権者やライセンス条項等を明示することなく、使用する場合
 - b. 原告らの「ライセンスされた素材」の「断片」を、著作権者やライセンス条項等を明示することなく、使用する場合。「断片」の長さや内容によって結論はかわってきますか。
 - c. 原告らの「ライセンスされた素材」の改変物を、著作権者やライセンス条項等を明示することなく、使用する場合。改変の程度によって結論はかわってきますか。

ディスカッションポイント ②オープン・ソース・ライセンス違反について ※発表後追記

発表後のコメント

前ページ2. について

オープン・ソース・ライセンス違反については、あまり議論が深まりませんでした。

講師の先生からは、著作権法違反と契約違反との相互関係は、アメリカ法上、興味深い問題を提起するとの御指摘がありました。

この点は、引き続き本件訴訟で検討・審理されると思われます。

ディスカッションポイント ③アメリカ著作権法上の規律について（添付資料3を参照） ※発表後追記

1. 本件の事実関係で、原告らの立場に立った場合、アメリカ著作権法上、上記のDMCA違反の主張とライセンス契約違反の主張のほかに、どのような理由で被告らの行為を禁止することが考えられますか。
2. 本件の事実関係で、被告らの立場に立った場合、アメリカ著作権法上、被告らの行為が適法であることを主張する理由として、いかなる主張が考えられますか。

発表後のコメント

時間がなくて十分に議論できませんでした。アメリカ著作権法第107条のフェア・ユースの該当性も問題になりうると思いました。

ディスカッションポイント ④日本でも本件と同様な紛争が起こると想定した場合 ※発表後追記

1. このような紛争を予防することは可能でしょうか。その方法を考えてみてください。
2. 本件と同様の事実関係で、日本で同様の訴訟が提起され、適用される法律が日本法の場合、当事者の主張および裁判所の判断はどのようなものになると予想されますか。その理由もお考えください。
 - a 考えられる原告の主張について
 - b 考えられる被告の主張・反論について
 - c 考えられる裁判所の判断について

発表後のコメント

講師の先生から、日本の著作権法第19条の氏名表示権、同法第30条の4の非享受目的の著作物利用が問題となりうるということが指摘されました。

所感 ※発表後追記

まだ裁判所の最終的な結論が出ていない段階での発表でしたので、ゼミ生からはさまざまな御意見が提出されて、興味深かったです。決定の紹介に時間をとられてしまい、ディスカッションに十分な時間を割けなかったことは今後の課題としたいと思います。

アメリカでは、裁判所に提出された書類及び裁判所の決定書面は、原則としてネットですべての人に開示されることに、改めて驚きを感じました。今回の発表でも、当事者からの提出書面が裁判所の決定を理解する上で非常に役立ちました。

今後の本件訴訟の展開を注視して、また裁判所から何らかの判断が示されたときは、それをゼミ発表の題材にしていくことも考えられると思いました。

なお、ゼミ発表後のアフタートークでも、いろいろ有益な御指摘がありました。とりわけ講師の先生からの「IRAC」（Issue Rule Application Conclusion 問題・規範・適用・結論）で、基本的にアメリカの裁判例は構成されているとの御指摘は、これからのアメリカ裁判例の検討の指針にしたいと思います。（粟田）

所感 ※発表後追記

アメリカの裁判においては情報が広く公開され、情報量が膨大であることから、国内の裁判例のように請求内容や原被告の主張がまとめられたものと比べ、裁判の全容や、請求内容、双方の主張、裁判所の判断といった議論がどのようになされていたのかをつかむことが難しいと感じました。

また、ゼミ生各位のご意見も賛否や考え方が分かれましたが、AIという比較的新しい論点であること、海外の事例であること等が理由ではないかと感じました。（三橋）